

障害児通所支援の概要

事業の名称	事業の内容	市内事業所数 (平成 30 年 10 月 1 日現在)
児童発達支援	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	34
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練や医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に対して、児童発達支援と治療を行う。	1
放課後等デイサービス	学校（幼稚園と大学を除く）に就学し、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	65
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	1
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認めた施設に通所や入所をし、その施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	5